

セーフティネット保証等の認定にかかる「郵送申請の実施」について

◎ 大阪市では、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、郵送による申請受付を実施しています。

➤ 「4号」「危機関連（6項）」を申請される方 ⇒ 原則、郵送申請のみの受付となります。

➤ 「5号」を申請される方
 ・指定業種だけを営んでいる場合 ⇒ 原則、郵送申請のみの受付となります。
 ・指定業種と指定外の業種の両方を営んでいる場合 ⇒ 来館による申請のみとなります。

○ 標準処理期間：大阪市への書類到着後、不備がない場合、5営業日程度を目途に、発送いたします。

- ・書類に不備がある場合、連絡票に不備について記入のうえ返送し修正していただくことになりますので、さらに時間を要します。
- ・要件を満たさない場合や認定審査ができない申請については、書類をすべて返却することがあります。

申請フロー

